

自動車税

令和元年10月1日から「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました。また、これまでの「自動車税」は「自動車税種別割」と名称が変更となりました。

自動車税環境性能割

自動車税環境性能割は、自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度、その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、自動車に対して課税されます。

自動車がもたらすCO₂排出や道路の損傷等に対して、様々な行政サービスの受益を受けることから負担を求めます。

なお、軽自動車に課税される軽自動車税環境性能割については市町村税ですが、地方税法附則の規定により、当分の間は、軽自動車の主たる定置場所在の県が賦課徴収を行います。

【納める人】

県内に主たる定置場のある自動車(特殊自動車・二輪車を除きます。)を取得した人(割賦購入の自動車については、買主)

【納める額】

$$\boxed{\text{自動車税環境性能割}} = \boxed{\text{自動車の通常の取得価額}^{\ast 1}} \times \boxed{\text{【燃費性能等別の税率】に掲げる税率}}$$

※1 「自動車」とは、「車両本体」に「自動車に付加して一体となっている物」(付加物)を含めた状態のものを言います。

無償で自動車をもった場合や、親類から自動車を安くもらった場合など、通常の取引価額に比べ低価額で取得したときにも、通常の取引価額が取得価額となります。

【燃費性能等別の税率】

適用期間(取得の時期): 令和6年1月1日～令和7年3月31日

自動車の構造、燃費性能等					税率			
					登録車		軽自動車	
					自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車					非課税	非課税	非課税	非課税
天然ガス自動車	H30排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準10%低減 (車両が3.5t超12t以下の場合、H22排出ガス基準10%低減)							
プラグインハイブリッド車					非課税	非課税	非課税	非課税
乗用車 (ハイブリッド車含む) (乗車定員10人以下)	ガソリン自動車(LPG・自動車)	H30排出ガス基準50%低減 又は H17排出ガス基準75%低減「★★★」	かつR12燃費基準85%達成 (R2燃費基準 ^{※2} 123%達成)	かつR2燃費基準達成				
			かつR12燃費基準80%達成 (R2燃費基準 ^{※2} 116%達成)					
			かつR12燃費基準70%達成 (R2燃費基準 ^{※2} 102%達成)					
			かつR12燃費基準60%達成 (R2燃費基準 ^{※2} 87%達成)					
			上記以外					
ディーゼル自動車	H30排出ガス基準適合 又は H21排出ガス基準適合	かつR12燃費基準85%達成 (R2燃費基準 ^{※2} 123%達成)	かつR2燃費基準達成					
		かつR12燃費基準80%達成 (R2燃費基準 ^{※2} 116%達成)						
		かつR12燃費基準70%達成 (R2燃費基準 ^{※2} 102%達成)						
		かつR12燃費基準60%達成 (R2燃費基準 ^{※2} 87%達成)						
		上記以外						

※2 R2燃費基準については、WLTCモード燃費値を算定していない場合に限り適用されます。

自動車の構造、燃費性能等				税 率				
				登録車		軽自動車		
				自家用	営業用	自家用	営業用	
トラック（ハイブリッド車含む）	車両総重量2・5t以下	ガソリン自動車	H30排出ガス基準50%低減 又は H17排出ガス基準75%低減「★★★」	かつR4燃費基準105%達成 (H22燃費基準 ^{※3} +63%達成)	非課税	非課税	非課税	非課税
				かつR4燃費基準達成 (H22燃費基準 ^{※3} +55%達成)	1.0%	0.5%	1.0%	0.5%
				かつR4燃費基準95%達成 (H22燃費基準 ^{※3} +47%達成)	2.0%	1.0%	2.0%	1.0%
			上記以外	3.0%	2.0%	2.0%	2.0%	
	" 2・5t超3・5t以下	ガソリン自動車	H30排出ガス基準50%低減 又は H17排出ガス基準75%低減「★★★」	かつR4燃費基準達成	非課税	非課税	/	
				かつR4燃費基準95%達成	1.0%	0.5%		
			H30排出ガス基準25%低減 又は H17排出ガス基準50%低減「★★★」	かつR4燃費基準105%達成	非課税	非課税		
		かつR4燃費基準達成		1.0%	0.5%			
		かつR4燃費基準95%達成		2.0%	1.0%			
		ディーゼル自動車	H30排出ガス基準適合 又は H21排出ガス基準10%低減	かつR4燃費基準達成	非課税	非課税		
	かつR4燃費基準95%達成			1.0%	0.5%			
	H21排出ガス基準適合		かつR4燃費基準105%達成	非課税	非課税			
かつR4燃費基準達成			1.0%	0.5%				
かつR4燃費基準95%達成			2.0%	1.0%				
	上記以外	3.0%	2.0%					
" 3・5t超	ディーゼル自動車	H28排出ガス基準適合 又は H21排出ガス基準10%低減	かつH27燃費基準+15%達成	非課税	非課税	/		
			かつH27燃費基準+10%達成	1.0%	0.5%			
			かつH27燃費基準+5%達成	2.0%	1.0%			
		上記以外	3.0%	2.0%				

※3 H22燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない場合に限り適用されます。

● バスの税率については、税務課自動車税グループ(076-225-1273)へお問い合わせ下さい。

【自動車税環境性能割の特例措置】

1 バリアフリー対応バス・タクシーの初回新規登録を受けるものに対する特例措置

適用期間(取得の時期): 令和5年4月1日～令和7年3月31日

対象(新車に限る)		軽減の内容	
路線バス・ 一般貸切バス等	ノンステップバス	取得価額から▲1,000万円	
	リフト付きバス (乗車定員30人以上)	空港アクセスバス	取得価額から▲ 800万円
		その他	取得価額から▲ 650万円
	リフト付きバス(乗車定員30人未満)	取得価額から▲ 200万円	
ユニバーサルデザインタクシー		取得価額から▲ 100万円	

- 提出される申告書又は修正申告書に上記特例措置を受ける旨の記載がある場合に限り適用します。

2 先進安全自動車(ASV)の初回新規登録を受けるものに対する特例措置

搭載している装置	対象(新車に限る)	車両総重量	取得期間	軽減の内容
・側方衝突警報装置 ・歩行者検知機能付き 衝突被害軽減制御装置 (2装置搭載)	トラック (トレーラーを除く)	8t超	令和5年4月1日 ～ 令和6年4月30日	取得価額から ▲350万円
・側方衝突警報装置 (1装置搭載)	トラック (トレーラーを除く)	8t超	令和5年4月1日 ～令和6年4月30日	取得価額から ▲175万円
・歩行者検知機能付き 衝突被害軽減制御装置 (1装置搭載)	バス等	要件なし	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	取得価額から ▲175万円
	トラック (トレーラーを除く)	3.5t超		

- 提出される申告書又は修正申告書に上記特例措置を受ける旨の記載がある場合に限り適用します。
- バス等は専ら人の運送に供する自動車で、乗車定員が10人以上であるもの(立席のないもの)に限ります。

【免税・非課税】

次の場合には税金がかかりません。

- (1) 取得価額が50万円以下の場合
- (2) 相続(被相続人から相続人に対してされた遺贈を含む。)に基づく取得の場合
- (3) 自動車販売業者などから取得した自動車で、その性能が良好でないなどの理由で取得の日から1か月以内に返還した場合
- (4) 法人の合併や分割による取得の場合
- (5) 月賦完済などにより、所有権が売主から買主に移転した場合

【減免】

身体障がい者等(身体障がい者・戦傷病者・知的障がい者・精神障がい者)の方が取得する自動車に係る減免制度があります。(等級などの要件あり)

減免の対象となる自動車を取得した場合、申告(登録)の際に申請手続きが必要です。

なお、天災や火災などの災害によって、自動車が損壊し、被災自動車を抹消され、代わりとなる自動車に買い替えた場合にも減免制度があります。

【申告と納税】

運輸支局で自動車の登録を受ける際に申告し、同時に県の証紙を貼って納めます。

(石川県では、証紙に代えて証紙代金収納計器により税額の表示を受けて納めます。)

【市町への交付】

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%は、市町道の延長と面積に応じて県内の市町に交付されます。

自動車税種別割

自動車税種別割は、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課税されます。自動車という財産にかかる財産税の一種ですが、自動車を運行することにより道路を損傷させるので、その維持費を負担してもらうという性格も持っています。

【納める人】

県内に主たる定置場のある自動車(軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・大型特殊自動車を除きます。)を所有している人(割賦購入の自動車については、買主)

【納める額】

主なものは次のとおりです。自家用乗用車については、自動車検査証に記載の「初度登録年月」により税額が異なります。トラック・バス・特種用途車については、税務課自動車税グループ(電話076-255-1273)へお問い合わせください。

区 分※1・2		自家用※3		営業用
		初度登録年月		
		令和元年9月まで	令和元年10月以降	
乗 用 車 (乗 車 定 員 1 0 人 以 下)	総排気量が 10以下のもの	29,500円	25,000円	7,500円
	総排気量が 10を超え1.50以下のもの	34,500円	30,500円	8,500円
	総排気量が 1.50を超え 20以下のもの	39,500円	36,000円	9,500円
	総排気量が 20を超え2.50以下のもの	45,000円	43,500円	13,800円
	総排気量が 2.50を超え 30以下のもの	51,000円	50,000円	15,700円
	総排気量が 30を超え3.50以下のもの	58,000円	57,000円	17,900円
	総排気量が 3.50を超え 40以下のもの	66,500円	65,500円	20,500円
	総排気量が 40を超え4.50以下のもの	76,500円	75,500円	23,600円
	総排気量が 4.50を超え 60以下のもの	88,000円	87,000円	27,200円
	総排気量が 60を超えるもの	111,000円	110,000円	40,700円

※1:電気自動車(燃料電池自動車含む)は、総排気量10以下の区分の税率が適用されます(プラグインハイブリッド車は適用対象外)。

※2:ロータリー・エンジンを搭載する自動車については、当該自動車のロータリー・エンジンの総容積(単室容積にローター数を乗じて得た容積をいう。)に1.5を乗じて得た容積を当該自動車の総排気量とみなします。

※3:令和元年9月以前に海外で使用歴のある自家用乗用車は、初度登録年月を令和元年9月以前とみなし税率が適用されます。

なお、自動車税種別割は4月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されますが、年度の途中で抹消登録・新規登録などをした場合には、次のとおりの月割りの税額になります。

① 4月1日以後に抹消登録をした場合は、4月から抹消登録をした月までの分

② 新規登録をした場合は、新規登録した月の翌月から3月までの分

また、年度の途中で自動車の構造等変更により適用すべき種別割の税額に変更があった場合は、当該年度については、4月1日(賦課期日)現在の税額となります。

◇住所や名義が変わったら自動車検査証の変更手続きをお願いします◇

自動車検査証(車検証)の記載内容に変更があった場合は、お近くの運輸支局で各変更手続きが必要です。

引越し等でご住所や姓名が変わった場合 → **変更登録** 所有者が変わった場合 → **移転登録**
 手続きを行わないと・・・

○ リコール案内、税金や保険のお知らせが届きません。

○ 盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れます。

詳しくはお近くの運輸支局にお問い合わせください。

【自動車税種別割のグリーン化特例】

1 環境負荷の小さい自動車(軽課)

次の区分の自動車のうち、排出ガス基準及び燃費基準を満たすものは、新車新規登録された翌年度に限り、自動車税種別割が軽減されます。

(令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新車新規登録された次の自動車は、令和6年度に限り軽減されます。)

対 象 車		排出ガス基準	燃費基準	軽減措置
区分				
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車		—	—	概ね 75%軽減 ※1
天然ガス自動車		H30排出ガス基準適合 又は H21排出ガス基準10%低減 (車両が3.5tを超え12t以下の場合、 H22排出ガス基準10%低減)	—	
営業用乗用車に限る	ガソリン車 LPG車	H30排出ガス基準50%低減達成車 又は H17排出ガス基準75%低減達成車 「★★★★」	R12燃費基準90%達成 かつ R2燃費基準達成	概ね 50%軽減 ※2
	ディーゼル車	H30排出ガス基準適合 又は H21排出ガス基準適合		
	ガソリン車 LPG車	H30排出ガス基準50%低減達成車 又は H17排出ガス基準75%低減達成車 「★★★★」	R12燃費基準70%達成 かつ R2燃費基準達成	
	ディーゼル車	H30排出ガス基準適合 又は H21排出ガス基準適合		

※1の適用対象: 令和8年3月31日までに新車新規登録された自動車

※2の適用対象: 令和7年3月31日までに新車新規登録された自動車

2 環境負荷の大きい自動車(重課)

平成14年度から次の年限を超えている自動車について、特例措置が講じられています。

平成27年度からは概ね15%重課となりました。(バス・トラック等の一部車種は概ね10%重課)

(平成14年度から平成26年度までは概ね10%重課)

対 象 車	重課措置
新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車、LPG車	概ね15%重課
新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は重課対象から除外されます。

◎令和6年度以降に重課対象となる自動車

ガソリン車、LPG車 …… 平成23年3月31日までに新車新規登録をした自動車

ディーゼル車 …… 平成25年3月31日までに新車新規登録をした自動車

【減免】

身体障がい者等(身体障がい者・戦傷病者・知的障がい者・精神障がい者)の方が所有する自動車に係る減免制度があります。(等級などの要件あり)

対象車	申請時期
新規取得の場合	申告(登録)のとき
4月1日現在所有の場合	自動車税種別割の納期限内

なお、申告(登録)又は4月1日以後に減免の要件を満たすことになった場合や、上記の申請期限に申請しなかった場合は、申請書提出日の属する月の翌月分から3月分までの税額が月割りで減免となります。(毎年3月を除く。)

この他にも、次の場合の減免制度があります。

- ・天災や火災などの災害によって自動車が被害を受けた場合
- ・保育所のバスや社会福祉施設の自動車などで、公益のために使われる場合

【納税】

県から送られる納税通知書により納税通知書に記載された納期限までに納めます(例年5月末日)。ただし、4月1日以後に新規登録をした場合には、申告の際に県の証紙を貼って納めます。(石川県では、証紙に代えて証紙代金収納計器により税額の表示を受けて納めます。)

【納税証明書】

自動車の車検(継続検査又は構造等変更検査)を受ける場合には、運輸支局で自動車税種別割が納付済であることの確認が必要です。

平成27年度からは電子情報により納税状況の確認ができることから、基本的に納税証明書は不要です。しかし、金融機関等の窓口で納付された場合は、納税通知書に添付されている納税証明書(翌年の自動車税(種別割)納期限の前日まで有効)を、車検証と一緒に保管していただくと、車検の際に便利です。

◇自動車税トラブル防止心得3カ条◇

【その1 手放したら名義を確認する！】

自動車を売ったり下取りに出したら、車検証(自動車検査証)の名義が変わっているかを確認しましょう。たとえ自動車がなくても、車検証にあなたの名前がある限り引き続き納税の義務があります。

【その2 スクラップなら抹消登録をする！】

自動車をスクラップしても、登録を抹消しないうちは、本当の廃車ではありません。廃車したら登録が抹消されているか確認しましょう。

【その3 住所変更したら届け出る！】

住民票を異動しても、自動車税の登録住所は変わりません。引越しをしたら、車検証の住所変更登録をするか、最寄りの県総合(県税)事務所又は県税務課自動車税グループまで連絡してください。

なお、車検証に記載の自動車の所有者や使用者が変わった時は、運輸支局で「名義変更」手続きを必ず行ってください。

※ 軽自動車税種別割に関することは、お住まいの市役所・町役場へご相談ください。